

国の行政機関におけるパーキング・パーミット制度への登録に関する情報収集結果

令和6年3月25日
東北管区行政評価局

情報収集の背景

- ◇ 東北管区局に「障害のない人が車椅子駐車場等に駐車しているケースがあるので、真に必要な人が利用できるようにしてほしい」との行政相談。
- ◇ 車椅子使用者用駐車場については、利用できる対象者の範囲を設定し、条件に該当する希望者に、地域の協力施設で共通に利用できる利用証を交付するという、地方公共団体独自の制度であるパーキング・パーミット制度により、適正利用が促進されたとの調査結果。
 - ※ 「パーキングパーミット制度の導入促進方策検討会」(国土交通省)の取りまとめでは、制度を導入している地方公共団体のうちの約9割において、車椅子使用者用駐車施設等の適正利用が促進されたと回答。
なお、パーキング・パーミット制度は、令和5年12月1日時点で、42府県において導入。
- ◇ そこで、同制度のない青森県を除く東北5県において、まずは、国の行政機関における同制度の登録状況について情報収集を実施。



車椅子使用者用駐車場及び利用証の例

情報収集結果と結果を踏まえた対応

- 東北5県の国の行政機関における制度への登録状況を調査したところ、令和4年7月1日現在で、協力施設数は42施設。
- 施設管理者が、制度の内容、登録の際の連絡先、施設として対応すべき事項、費用負担等の情報を求めていることから、当局において、これらの情報を取りまとめて提供するとともに、周知をお願いしたところ、令和5年10月1日現在で、登録施設数が189(登録予定の72施設を含む。)と増加。
- 上記のように施設管理者が求める情報を整理し、周知することで、登録が促進される可能性があることが判明。
- 制度を導入している県からは、「担当する人員が限られていることや、利用証の作成や広報に要する予算に制約もあって、制度の周知啓発、協力施設の募集に苦慮しているため、国の施設等には自主的に協力してもらいたい」との意見(別紙1参照)。
- この結果を国土交通省に情報提供し、今後、総務省において、東北以外の地域でも同様の取組を進めていく予定(別紙2参照)。

(本件連絡先)

総務省東北管区行政評価局

評価監視部 第3評価監視官室 出井、佐藤、中村

電話:022(262)8591